

平成 28 年 1 月 15 日

平成28年登米市議会定例会
1月招集議会 議案

登米市議会

議員 番

平成28年1月15日

登米市議会議長 沼倉利光 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 佐々木 一

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

上記議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに会議規則（平成17年議会規則第2号）第14条第2項の規定により提出します。

(別紙)

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

本則中

- 「 1 件100万円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条に規定する保険金額）以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。 を 」
- 「 1 1 件100万円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条に規定する保険金額）以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。 」
- 2 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例の改正を行うに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例の改正 に 行うこと。
- 3 会計年度末における日切れ扱いの地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。
- 4 会計年度末における地方交付税等の一般財源、国庫支出金等の特定財源及び基金積立金等の増減に関する歳入歳出予算の補正並びに議決済みの地方債及び繰越明許費の補正を行うこと。 」
- 改める。

附 則

この議決は、平成28年1月15日から効力を生ずる。

(提出の理由)

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成26年9月議会定例会において指定した市長の専決処分事項に、新たに3項目を加え、議会運営及び行政執行の迅速化及び合理性を図るため、議会の権限に属する軽微な事項について、専決処分事項の指定の追加を行うものであります。